

日本学生支援機構給付奨学生採用候補者の 自宅外月額支給早期化に係る手続きについて

自宅外月額支給早期化について

高校在学時に日本学生支援機構給付奨学金に申込み、採用候補者となっている方で、本校入学後、「自宅外通学」になる方を対象とし、以下の提出期限までに必要書類を不備なく提出した場合、奨学金初回振込日より自宅外月額を受給することができる制度です。

※期限までに書類が揃わない場合は、本校入学後に提出を受付けます。その場合、審査が完了するまでは自宅月額による交付となり、審査が完了すると4月以降（入居日が4月の場合）の自宅外月額との差額分が振り込まれます。

対象者

次の条件全て該当する方

- ① 本校への入学が確定し、令和8年度予約採用における給付奨学生採用候補者
- ② 提出期限内に自宅外通学に係る証明書類（賃貸借契約書の写し等）を提出できる方
※ご自身が対象となるか、また、必要証明書類については、次のページの「自宅外通学要件確認チャート（昨年版）」や「Q&A」等でご確認ください。

申請書類

- ① 2026年度給付様式35「自宅外通学申請届」
- ② 自宅外通学証明書類
※「自宅外通学要件確認チャート」の該当する対象区分にて書類を確認

提出期限

令和8年2月27日（金）～3月6日（金）必着

※その他詳細については、日本学生支援機構HPよりご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/zitakugai.html>

（ホーム→奨学金→奨学金制度の種類と概要→給付奨学金（返済不要）
→自宅外通学の取扱いについて）

提出先

〒814-0001 福岡県福岡市早良区百道浜1-6-9

福岡市医師会看護専門学校 事務課宛

※封筒に「自宅外月額支給早期化に係る書類在中」と朱書きの上、ご郵送ください。

自宅外通学申請届

(通学形態変更届)

独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿

奨学生・予約採用候補者→学校 →自宅外通学事務処理センター

私は、下記のとおり自宅外通学を申請します。
なお、確認書で確認し、同意した内容から、通学形態変更に伴う給付月額及び第一種奨学金貸与月額の変更について、
確認書並びに日本学生支援機構諸規程に定める取扱いに従うことを誓約します。
第一種奨学金の貸与月額については、諸規程に基づき現在の月額から増額又は減額された額(複数あるときは機構の定める額)に変更されることがあることに同意し、併給調整に伴う月額変更により、既に振り込まれた金額が調整された金額で精算できない場合は、諸規程の定めに基づき、第一種学資貸与金として取り扱うことに同意します。

【記入・提出にあたっての注意】

- ・枠内をもれなく正確に記入し、学校に提出してください。記入内容をもとに承認可否の審査を行います。
・申請には「奨学生番号」または予約採用における「採用候補者決定通知登録番号」のいずれかが必要です。
・在学採用申込中である場合など、いずれも持たない場合は申請できません。
・貸借契約書等、自宅外通学の証明書類の添付が必要です。「対象区分・必要証明書類確認チャート」を参照し、必要な証明書類をホチキス留めしてください。なお申請後の返却はできませんので、証明書類はコピーの添付を推奨します。

Table with 2 columns: Field Name (e.g., 学校への提出日, 生年月日, 学籍番号) and Value (e.g., 西暦 20 年 月 日, フリガナ, 氏名(自署))

Table with 4 columns: 学校名, 学部・学科(課程・研究科), 学年, 年. Includes a section for 奨学生番号 and 採用候補者決定通知登録番号.

Table for 自宅外通学要件及提出書類の確認. Includes checkboxes for 対象区分 A through G.

Table for 自宅外通学申請住所への入居日. Includes fields for 西暦 20 年 月 日 and checkboxes for 入居月(または採用月)から学校への提出日まで3カ月以内 and 3カ月を経過.

Table for 賃貸借契約期間. Includes fields for 西暦 20 年 月 日 and 西暦 20 年 月 日.

Table for 家賃・寮費の発生年月日. Includes fields for 西暦 20 年 月 日 and checkboxes for フリーレント等 and 住所変更はないが.

Table for 自宅外通学申請住所. Includes a field for 〒 -.

Table for 生計維持者①. Includes fields for 続柄, 氏名, and 〒 -.

Table for 生計維持者②. Includes fields for 続柄, 氏名, and 〒 -.

Table for キャンパス所在地(通学校舎). Includes a field for 〒 -.

Table for 自宅外要件. Includes checkboxes for 実家から大学等までの通学距離, 通学時間, 通学費, 通学時間帯, and other special circumstances.

- (※1)学校への提出日が未記入の場合、自宅外通学事務処理センター(機構)への書類到着日を提出日として扱います。
(※2)給付奨学金の支給始期年月より前から承認されることはありません。
(※3)実際の家賃支払日ではありません。(例:契約期間の開始日である2026年4月1日分から発生する家賃を初期費用で前払いしている場合でも、2026年4月1日と記入。)
(※4)機構では適時、要件該当の妥当性を調査しています。十分に確認のうえ選択してください。
(※5)学業との関連で実家からの通学が困難な事情を詳細に記入してください。「別紙参照」と記入のうえ、事情を記した別紙を添付しても構いません。なお学校の入寮義務がある場合は「入寮義務あり」、独立生計として認められている場合は機構に届出済みの生計維持者①に自身の情報を記入のうえ「独立生計」と記入してください。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明) 20 年 月 日

学校名

証明者(※)

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

Table for 学校確認欄. Includes checkboxes for 上部枠内の必要事項がもれなく記入されていること and 以下の「対象区分」に該当し、必要書類が添付されていること.

Table for 電話番号(担当者名), 学校番号, 区分. Includes fields for phone number, school number, and district.

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報(うち保証管理に必要な情報)が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

記入例（自宅外通学申請届）

赤枠内すべての記入が必要です。
提出前に記入漏れや誤記入がないか確認のうえ、
記入後は速やかに学校へ提出してください。

⑥自宅外通学申請住所への入居日

・自宅外通学申請住所への実際の入居日を記入してください。よって⑦より前の日付が入ることはありません。

⑦賃貸借契約期間

・添付する賃貸借契約書等に記載された契約期間を記入してください。
・契約期間外の居住証明書類と併せて提出する場合、元々の契約期間の開始日～契約更新後の契約期間の終了日を記入してください。
・終了日が明確に定められていない場合は右側余白に「無期限」や「卒業（退学）まで」等契約内容に準じた文言を記入してください。

⑧家賃・寮費の発生年月日

・基本的には契約期間の開始日と一致します。
・フリーレント等の特約で契約開始日より一定期間経過後から家賃が発生し始めている場合、実際に家賃が発生し始めた年月日を記入してください。
・賃貸物件に同居していた生計維持者の転居等により、住所変更を伴わず自宅外要件を満たした場合、その要件を満たした日を記入してください。この場合は⑥も同一の日付としてください。

⑨自宅外通学申請住所

・添付する賃貸借契約書等に記載された住所をそのまま記入してください。

[給付様式35]

自宅外通学申請届

(通学形態変更届)

③奨学生番号

・奨学生番号が付与されている場合は必ず記入してください。
・奨学生番号を記入できる場合、④⑤の記入は不要です。

②氏名

・必ず奨学生本人が記入してください。
・機構に登録した氏名表記で記入してください。(アルファベット表記不可)

給付

奨学生・予約採用候補者→学校
→自宅外通学事務処理センター

学校名	日本学生支援機構大学		学年	1年
学部・学科 (課程・研究科)	〇〇学部 〇〇学科			
③ 奨学生番号	④ 採用候補者決定通知登録番号 (奨学生番号付与前に限る)		⑤ 進学届入力日	
5 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0	どちらかき ←記入→ 9 9 9 9 9 9 9 9 - 1 0 9 - 9 9 9 9 9		4 月 16 日	
自宅外通学要件 及び提出書類の確認	「対象区分・必要証明書類確認チャート」を確認し、以下の「対象区分」に該当することを確認 該当する「対象区分」に☑を記入し、証明書類を添付⇒ <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input checked="" type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/> F <input type="checkbox"/> G			
自宅外通学申請住所 への入居日 ⑥	西暦 20 26 年 3 月 25 日	- 入居月(または採用月)から学校への提出日まで3カ月以内入居日の属する月から自宅外通学を承認 (※2) - 入居月(または採用月)から学校への提出日まで3カ月を経過→学校への提出日の属する月から自宅外通学を承認		
賃貸借契約期間 ⑦	西暦 20 26 年 3 月 25 日 ~ 西暦 20 28 年 3 月 24 日			
家賃・寮費の発生年月日 (※3) ⑧	西暦 20 26 年 3 月 25 日	いずれかに該当する場合は☑を記入→ <input type="checkbox"/> フリーレント等により、左に記載の年月日から家賃・寮費が発生 <input type="checkbox"/> 住所変更はないが、左に記載の年月日から自宅外要件に該当		
自宅外通学申請住所 ⑨	〒 153 - 8503 東京都目黒区駒場4-5-29 駒場マンション 3階 301号			
機構に届出済みの 生計維持者⑩ (現住所)	生計維持者① (続柄: 父)	〒 543 - 0001	大阪府大阪市天王寺区上本町8-3-13	
氏名:	育英 太郎			
生計維持者② (続柄: 母)	〒 543 - 0001	大阪府大阪市天王寺区上本町8-3-13		
氏名:	育英 花子			
キャンパス所在地 (通学校舎) ⑪	〒 162 - 8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 JASSO 市ヶ谷			
自宅外要件 (※4)	下記①～④の当てはまる要件に☑を記入してください。 ①～④に当てはまらず、やむを得ない特別な事情で申請する場合は、⑤の詳細欄にその事情を記入してください。			当てはまる
① 実家から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上 (目安)				<input checked="" type="checkbox"/>
② 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上 (目安)				<input type="checkbox"/>
③ 実家から大学等までの通学費が月1万円以上 (目安)				<input type="checkbox"/>
④ 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間あたり1本以下 (目安)				<input type="checkbox"/>
⑤ その他やむを得ない特別な事情 (※5)	詳細:			

①学校への提出日

・奨学生が学校へ提出した日を記入してください。

④採用候補者決定通知登録番号 及び

⑤進学届入力日

・予約採用で進学届を入力後かつ奨学生番号の付与前に提出する場合、④⑤ともに記入してください。
・進学前に進学予定の学校を通じて提出する場合は④のみを記入してください。

⑩機構に届出済みの生計維持者 (現住所)

・下記のi～iiiのうち、最も直近で機構に届け出た生計維持者を記入してください。
i. 進学届 (当年度の予約採用者が該当)
ii. スカラネット (当年度の在学採用者が該当)
iii. 在籍報告 (昨年度以前の採用者が該当)
・機構に届出済みの生計維持者と一致しない場合は不備になります。
・生計維持者の住所は自宅外通学申請時点の現住所を記入してください。ここは機構に届出済みの住所と相違していても構いません。(海外住所可)
・独立生計として認められている場合、奨学生本人の情報を記入してください。(続柄: 本人)
・機構に登録した氏名表記で記入してください。(アルファベット表記不可)

⑪キャンパス (通学校舎) 所在地

・主として通学しているキャンパス (校舎) の住所を記入してください。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明) 20 26 年 4 月 22 日

学校名 日本学生支援機構大学
証明者 (※) 支援 次郎

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

学校確認欄 (☑を記入)	・上部枠内の必要事項がもれなく記入されていることを確認済 <input checked="" type="checkbox"/> はい	
	・以下の「対象区分」に該当し、必要書類が添付されていることを確認済	
	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input checked="" type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/> F <input type="checkbox"/> G	
電話番号 (担当者名)	学校番号	区分
00 - 0000 - 0000	9 9 9 9 9 9 9 9	
(支援 三郎)		

青枠内は提出を受けた学校の記入・証明箇所です。

対象区分・必要証明書類確認チャート(裏面)

※1	入寮(入所)事実の証明書	<p>入寮証明書に相当する書類にて、下記4項目を確認します。 [(①奨学生氏名、②寮の所在地、③入寮期間、④寮費(部屋代)) ・寮費(部屋代)が発生しない場合は自宅通学の扱いです。水道光熱費や食費、共益費等は寮費(部屋代)としてみなしませんが。 ・入寮期間の終了日が記載されていない場合、給付始期年月以降の日付で学校が証明している必要があります。 ・(対象区分Aの場合)入寮義務の証明は学校名が確認できる場合に限り、寮のパフレットや規則のコピーの添付でも可とします。 ■給付様式35-③「入寮(入所)証明書」の利用を推奨。審査項目を網羅しています。</p>
※2	賃貸借契約書	<p>賃貸借契約書(に相当する書類)にて、下記6項目を確認します。 [(①賃貸借契約の締結、②契約期間、③借主および貸主、④入居者、⑤家賃、⑥物件の所在地) ・重要事項説明書、家賃の保証委託契約書、火災・家財等の保険契約書は賃貸借契約の締結を証明する書類として扱えません。 ・基本的には借主＝入居者ですので、奨学生本人が借主の場合は入居者の記載は無く構いません。 ・書面契約であれば署名や押印により契約の締結まで確認できる状態であること。特に貸主の署名や押印がない状態では契約未完とみなし不備となります。 ・電子契約であれば電子署名の他、契約日の印字等により契約の締結まで明確に確認できる状態でプリントアウトしたものであること。電子署名の体裁は問いません(下部「補足」参照)。 【参考】書面契約か電子契約かは、契約書内に記された契約成立文言で判断することが可能です。 書面契約の例:「本契約書2通を作成し、記名・捺印のうえ甲乙双方が「通ずつ保管する」など 電子契約の例:「本契約書を作成し、甲乙双方が記名捺印に代わる電磁的处理を施す」など ■給付様式35-①「賃貸借契約書(個人間)兼居住証明書」で代用可能(賃貸借契約における貸主(または不動産仲介業者)が押印必須で証明・発行した場合に限る)。</p>
※3	領収書 又は 支払実績証明書	<p>家賃・寮費の発生年月日(給付始期のほうが遅い場合は給付始期)における、賃貸借契約書に記載されない奨学生又は生計維持者の家賃支払いの実態について、領収書や支払実績証明書から下記7項目を確認します。 [(①宛名、②物件名と所在地、③家賃領収の対象月、④金額、⑤家賃として領収した旨の記載、⑥貸主または(不動産仲介業者)による証明と押印、⑦発行日) ・通帳等での引き落とし明細では7項目すべてを確認できないため認められません。 ・⑥以外の者(家賃の保証委託会社等)が発行したものは認められません。 ■給付様式35-②「支払実績証明書」の利用可能。</p>
※4	居住証明書	<p>賃貸借契約書に記載されない本人居住および生計維持者と別居の実態について、賃貸借契約書に相当する書類として貸主(または不動産仲介業者)が発行する居住証明書から下記6項目を確認します。 [(①物件名と所在地、②貸主および借主、③実際の入居者(ひいては奨学生と生計維持者の別居)、④契約期間、⑤賃料、⑥発行者の証明) ■給付様式35-①「賃貸借契約書(個人間)兼居住証明書」の利用可能(賃貸借契約における貸主(または不動産仲介業者)が押印必須で証明・発行した場合に限る)。</p>
※5	契約期間外の居住証明	<p>賃貸借契約書に記載された契約期間を過ぎてなお同一物件に居住し続けている実態について、下記書類から確認します。(賃貸借契約書における自動更新文言の提示は不可) ・給付始期以降かつ申請時点で直近月の、奨学生名義の公共料金の領収書 ・給付始期以降かつ申請時点で直近月の家賃支払いに係る領収書又は支払実績証明書(※3参照) ・契約期間を更新した居住証明書(※4参照) ・契約更新後に発行された更新契約書や新たな賃貸借契約書(※2参照) ※最近各社ポータルサイトのマイページから公共料金や家賃の領収明細や更新契約書をダウンロードできる会社が増えていますので、書面が見当たらない場合にはそちらをご確認ください。 ※「請求書」や「更新のお知らせ」では、実際に支払った・更新した「事後の証明とならない」ため認められません。</p>
※6	個人間の賃貸借契約	<p>知人宅の間借り等、不動産業者による賃貸借契約書が発行されない場合において、奨学生または生計維持者と家主の個人間で交わした取り決めに証明する書類を元に、下記7項目を確認します。 [(①物件所在地、②家主(貸主)および借主(奨学生または生計維持者)、③実際の入居者(ひいては奨学生と生計維持者の別居)、④契約期間、⑤月額家賃、⑥家主(貸主)による押印必須の証明、⑦証明日) ・提出できない場合、家賃負担が確認できない場合は自宅外通学の証明とすることができません。 ・虚偽の申請は認められず、発覚した場合には処分が課される場合があります。 ■給付様式35-①「賃貸借契約書(個人間)兼居住証明書」の利用を推奨。</p>

【補足】

- ・給付始期とは、給付奨学金の支給起点となった年月のことであり、採用月(初回振込月)とは異なります。
- ・入居途中に生じた管理不動産業者の変更や会社名変更により賃貸借契約書に記載された業者が各種証明者となれない場合、その変更が分かる書類(借主や入居者への通知文書やHP掲載内容の印刷物等)と併せて提出してください。
- ・電子署名の体裁の一例
 - タブレット等にサインした筆跡がそのまま印字されている
 - 印字された氏名の近辺に小さな数字の羅列が印字されている(電子証明)
 - 氏名が印字され、かつ契約日まで印字されている(契約締結の証明として十分)

【参考資料】証明書類との照合例
該当する対象区分が〔C,D,E,F,G〕の場合

給付

自宅外通学申請届

(通学形態変更届)

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

学校名	日本学生支援機構大学	学年	1 年	学校への提出日	西暦 2026 年 4 月 21 日 (※1)
学部・学科 (課程・研究科)	〇〇学部 〇〇学科			生年月日	西暦 2007 年 10 月 1 日
				学籍番号	000001
				フリガナ	イクエイ ユウ
				氏名 (自署)	育英 友 ①
奨学生番号		どちらかを ←記入→	採用候補者決定通知登録番号 (奨学生番号付与前に限る)	進学届入力日	
5 2 0			9 9 9 9 9 9 9 9 - 1 0 9 - 9 9 9 9 9	4 月 16 日	
自宅外通学要件 及び提出書類の確認	「対象区分・必要証明書類確認チャート」を確認し、以下の「対象区分」に該当することを確認 該当する「対象区分」に☑を記入し、証明書類を添付⇒ <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input checked="" type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/> F <input type="checkbox"/> G				
自宅外通学申請住所 への入居日 ②	西暦 2026 年 4 月 3 日	→入居月(または採用月)から学校への提出日まで3か月以内→入居日の属する月から自宅外通学を承認(※2) →入居月(または採用月)から学校への提出日まで3か月を経過→学校への提出日の属する月から自宅外通学を承認			
賃貸借契約期間 ③	西暦 2026 年 3 月 25 日	～	西暦 2027 年 3 月 24 日		
家賃・寮費の発生年月日 (※3) ④	西暦 2026 年 5 月 1 日	いずれかに該当する 場合は☑を記入→	<input checked="" type="checkbox"/> フリーレント等により、左に記載の年月日から家賃・寮費が発生 <input type="checkbox"/> 住所変更はないが、左に記載の年月日から自宅外要件に該当		
自宅外通学申請住所 ⑤	〒153 - 8503 東京都目黒区駒場4-5-29 駒場マンション 3階 301号				

賃貸借契約書

名称	駒場マンション 3階 301号		
住所	東京都目黒区駒場4-5-29 ⑤		
構造	鉄筋コンクリート造(5階建)		
種類	共同住宅 ②③④	タイプ	1K
契約期間	2026年3月25日(入居開始可能日)～2027年3月24日		
家賃	月額 35,000円	家賃支払方法	毎月27日までに翌月分を口座振替にて支払う
共益費	月額 3,000円		
家賃振替口座	育英銀行	口座番号	(普通) 1111111
	本店	フリガナ	シエンキコウ
		口座名義	支援機構

契約条件の詳細

駐車場	駐車位置：指定の場所に駐車してください。
自転車等	自転車置場：有

特約条件

- 2026年5月分から家賃は発生する。④
- 期間内の違約金は、契約開始日より1年未満で賃貸借契約が解約となった場合は

契約日	2026年 3月 10日	
賃借人	住所	〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1
	氏名	奨学 一郎
賃借人	住所	〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町8-3-13
	フリガナ	イクエイ ユウ
賃借人	氏名①	育英 友 <small>氏名が一致していない場合は 下記※1または※2を確認してください。</small>
	住所	〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町8-3-13
連帯保証人	フリガナ	イクエイ タロウ
	氏名	育英 太郎

仲介業者

免許番号 〇〇〇免許 東京(〇)第〇〇〇〇号
株式会社 支援機構不動産
代表取締役 支援 一郎

産構支
ノ不援
印動機

・②の自宅外通学申請住所への入居日は、③の賃貸借契約期間内の日付になります。よって必ずしも契約期間の開始日と一致するものではありません。

・④の家賃・寮費発生年月日は一般的に契約期間・入所期間の開始日にあたりますが、フリーレント等の特約により差異がある場合は右側に☑のうえ、実態に即した発生年月日を記入してください。
この例では2026年4月末までがフリーレント期間のため、家賃・寮費発生年月日は2026年5月1日としています。

・改姓・改名により給付様式35の奨学生氏名と証明書記載の氏名が一致しない場合、運転免許証のコピーや住民票の写しなど、変更前後の氏名が記載されている書類の添付が必要です。

・対象区分Eでない場合、賃貸借契約以外の証明書類も必要となります。

給付奨学金（新制度）における「自宅外通学」に関するQ&A

【令和8年1月版】

2020年4月から実施の給付奨学金（新制度）においては、「自宅外通学」における証明書の審査を受け、不備なく審査完了後から「自宅外通学」と認められた月まで遡って自宅外月額を支給を受けることができます。自宅外月額を希望する場合の留意事項とQ&Aは以下のとおりです。

【定義】

- ・「自宅通学」とは、学生等本人が生計維持者（原則父母）と同居している（またはこれに準ずる）と認められる場合をいいます。
 - ・「自宅外通学」とは、学生等本人が生計維持者と別居し（生計維持者の単身赴任等は含まない。）、学生等本人の居住にかかる家賃を学生等本人又は生計維持者が負担していることをいい、かつ、以下の「自宅外通学」の要件のいずれかに該当している必要があります。
 - ⇒生計維持者と別居していても、家賃の支払いがない場合は「自宅通学」となります。
 - ⇒生計維持者と別居し、家賃の支払いがある場合でも、以下の「自宅外通学」の要件を満たしていない場合は「自宅通学」となります。
- なお、「自宅外通学」の各要件を満たさないことが判明した場合は、原則として満たさなくなった時点に遡って「自宅月額」へ変更します。

【留意事項】

奨学金の申込時及び通学形態変更（自宅通学⇒自宅外通学）のタイミングに合わせて、自宅外月額を希望する場合には、学生等本人が賃貸借契約書（写し）等の「自宅外通学」であることの事実を証明する書類を提出するとともに、妥当性があることを届け出て、不備なく審査完了する必要があります。

（1）「自宅外通学」であることの実事

学生等本人が生計維持者と別居し（生計維持者の単身赴任等は含まない。）、学生等本人の居住にかかる家賃を学生等本人又は生計維持者が負担していることを証明する書類を学校へ提出し、本機構の審査を受けることが必要

（2）「自宅外通学」であることの妥当性

次の自宅外通学の要件（①～⑤）のいずれかに該当し、その旨を申告することが必要

- ①実家（生計維持者いずれもの居住地）から大学等までの通学距離が片道 60 km以上（目安）
 - ②実家から大学等までの通学時間が片道 120 分以上（目安）
 - ③実家から大学等までの通学費が月 1 万円以上（目安）
 - ④実家から大学等までの通学時間が片道 90 分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が 1 時間当たり 1 本以下（目安）
 - ⑤その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難
- ※⑤を選択した場合は、学業継続に支障が生じることの理由を申告

【貸与奨学金における取扱い】

給付奨学金（新制度）と第一種奨学金を併せて利用する場合、通学形態は同一となるため、**給付奨学金の「自宅外通学」の要件に該当しないときは、第一種奨学金も「自宅通学」の扱いとなります。**

また、第一種奨学金のみを利用する場合においても、上記同様に「自宅外通学」の要件に該当しない場合は、「自宅通学」の扱いとなります（ただし、自宅外証明書類の機構への提出は不要です）。

但し、2019年度以前に第一種奨学金の貸与を受けており、2020年度以降も引き続き第一種奨学金のみ貸与を受ける場合（授業料等減免も受けない場合）には経過措置により従前の整理となるため、前記（2）に示した「自宅外通学」の妥当性の確認は行いません。

なお、給付奨学金（新制度）（又は授業料等減免）と第一種奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の貸与月額は制限されます。

【1. 自宅外であることの事実について】

Q 1 在学中は学校と近接している兄姉名義の賃貸物件に同居することになりました。兄姉は社会人で独立生計であり、家賃支払いは兄姉が支払っていますが、学生等本人分として生計維持者が半額を負担し、兄姉に毎月支払いをしています。この場合は、自宅外月額の支給は認められますか。

A 1 学生等本人が兄姉と同居していることがわかる証明書類（賃貸借契約書の同居者欄や居住証明書など本人居住が確認できるもの）の提出が可能であり、かつ、生計維持者が学生等本人の家賃負担をしていることを確認できる証明書類（支払実績証明書等）を不備なく提出することができる場合は、自宅外月額の支給が認められます。

Q 2 友人と同居することになりました。契約者は友人で、友人が家賃を取りまとめて支払いをすることになりましたが、折半分を友人に毎月支払いしています。この場合は、自宅外月額の支給は認められますか。

A 2 学生等本人が友人と同居していることがわかる証明書類（賃貸借契約書の同居者欄や居住証明書など本人居住が確認できるもの）の提出が可能であり、かつ、学生等本人又は生計維持者が学生等本人の家賃負担をしていることを確認できる証明書類（支払実績証明書等）を不備なく提出することができる場合は、自宅外月額の支給が認められます。

Q 3 契約者は生計維持者で、元々生計維持者と同居していましたが、生計維持者が事情により引越、学生等本人のみが居住を続けています。この場合は、自宅外月額の支給は認められますか。

A 3 いつから学生等本人が生計維持者と別に居住しているかを証明する書類（不動産会社等が証明する居住証明書等）を提出することができる場合は、賃貸借契約書と併せて提出することにより、自宅外月額の支給が認められます。

Q 4 学生等本人が未成年のため、生計維持者が賃貸を契約しました。入居者欄に生計維持者と学生等本人が同居していると記載されていますが、実際は学生等本人が単独で居住をしています。この場合は、自宅外月額の支給は認められますか。

A 4 学生等本人が生計維持者と別に居住していることを証明する書類（不動産会社等が証明する居住証明書等）を提出することができる場合は、賃貸借契約書と併せて提出することにより、自宅外月額の支給が認められます。

Q 5 母の住む実家から離れて、単身赴任していた父と同居することになりました。この場合、自宅外月額の支給は認められますか。

A 5 生計維持者である父と同居しているため、自宅外月額の支給を受けることはできません。

Q 6 一人暮らししていたアパートに、単身赴任の父が同居することとなりました。この場合、自宅外月額の支給は認められますか。

A 6 生計維持者である父と同居しているため、自宅外月額の支給を受けることはできません。生計維持者である父と同居した年月日を記載し、自宅通学への通学形態変更を届け出てください。

Q 7 親戚の家に居候しているため家賃は発生していませんが、食費として毎月3万円を支払っています。この場合、自宅外月額の支給は認められますか。

A 7 学生等本人の居住にかかる家賃が発生しておらず、食費のみ支払っているのであれば、自宅外月額の支給を受けることはできません。なお、学生等本人の居住にかかる家賃を学生等本人又は生計維持者が負担している場合は、親戚と学生等本人または生計維持者間で取り交わした契約内容がわかる書類（賃貸借契約証明書（個人間）兼居住証明書等）を提出することで、自宅外月額の支給を受けることができます。

Q 8 留学期間中（学籍上の身分も在学又は留学）にホームステイを予定していますが、家賃は発生しません。この場合、自宅外月額の支給は認められますか。

A 8 学生等本人の居住にかかる家賃が発生していないため、自宅外月額の支給を受けることはできません。

Q 9 入寮が義務付けられているが、成績優秀のため寮費は免除されています。自宅外月額の支給は認められますか。

A 9 学生等本人の居住にかかる家賃が発生していない期間中は、自宅外月額の支給を受けることはできません。

Q10 乗船実習期間中は、食費とリネン代は実費を支払いますが、家賃に相当するお金は支払いません。この場合、自宅外月額の支給は認められますか。

A10 学生等本人の居住にかかる家賃が発生していないため、自宅外月額の支給を受けることはできません。

Q11 乗船実習前は、アパートで一人暮らしをしていました。乗船実習期間中もアパートの解約は行わないため、家賃を支払っています。この場合、自宅外月額の支給は認められますか。なお、乗船実習にあたっては、食費とリネン代のみ実費を支払い、家賃に相当するお金は支払っていません。

A11 学生等本人の居住にかかる家賃を学生等本人又は生計維持者が負担している場合は、自宅外月額の支給を受けることはできます。ただし、乗船実習期間終了後も通学の必要がある場合に限りです。なお、実習期間終了と同時に卒業等となる場合は、実習開始と同時に自宅通学の扱いとなりますので、実習開始年月日を記載した自宅通学への通学形態変更を届け出てください。

Q12 留学前には実家から通学していましたが、留学期間中は、留学先の寮に入るため寮費が発生します。この場合、自宅外月額の支給は認められますか。

A12 学生等本人の居住にかかる家賃を学生等本人又は生計維持者が負担している場合は、自宅外通学へ変更することができます。自宅外月額を希望する場合は、給付様式 35「通学形態変更届（自宅外通学）」（2026年度より「自宅外通学申請届」に名称変更予定）に寮費が発生していることが分かる証明書類（入寮証明書等）及びその日本語訳をホチキス留めし、提出してください。ただし、留学により給付奨学金が休・停止となる場合は届出不要です（自宅外月額は受取できません）。給付奨学金が停止（本人都合）となる場合、第一種奨学金については、自宅外通学が承認された後、選択可能な月額がある場合は「第一種奨学金貸与月額変更願（届）」で月額を変更することができます。

Q13 父母は離婚しており、私は親権を持つ母と同居していますが、在学中は学校と近接したところに居住している父と同居することになりました。父は同一生計ではありませんが、養育費を支払っています。この場合、自宅外月額の支給は認められますか。

A13 父は生計維持者ではないとのことですが、父に家賃を支払っていないのであれば自宅外月額の支給を受けることはできません。なお、学生等本人の居住にかかる家賃を学生等本人又は生計維持者が負担している場合は、父と学生等本人または生計維持者間で取り交わした契約内容がわかる書類（賃貸借契約証明書（個人間）兼居住証明書等）を提出することで、自宅外月額の支給を受けることができます。

Q 1 4 父母は離婚しており、成人している私は母と同居していましたが、在学中は学校と近接したところに居住している父と同居することになりました。父は同一生計ではありませんが、この場合、自宅外月額の支給は認められますか。

A 1 4 父は生計維持者ではないとのことですが、父に家賃を支払っていないのであれば自宅外月額の支給を受けることはできません。なお、学生等本人の居住にかかる家賃を学生等本人又は生計維持者が負担している場合は、父と学生等本人または生計維持者間で取り交わした契約内容がわかる書類（賃貸借契約証明書（個人間）兼居住証明書等）を提出することで、自宅外月額の支給を受けることができます。

Q 1 5 父母は離婚しており、現在の生計維持者は母のみとなっていますが、養育費として父が家賃を負担してくれることになり、父名義の賃貸物件に本人が単独で居住することになりました。この場合、自宅外月額の支給は認められますか。

A 1 5 学生等本人の居住にかかる家賃を学生等本人又は生計維持者（母）が負担していない場合は、自宅外月額の支給は認められません。

Q 1 6 父母は海外へ移住しましたが、私は父母と暮らしていた家(国内)から通学しています。この場合、自宅外月額の支給は認められますか。

A 1 6 父母と暮らしていた家（国内）に家賃が発生しているのであれば、いつから学生等本人が生計維持者と別に居住しているかを証明する書類（不動産会社等が証明する居住証明書等）を提出することができる場合は、賃貸借契約書と併せて提出することにより、自宅外月額の支給が認められます。

Q 1 7 学生等本人は社会的養護が必要な者として自立援助ホームに入所しており、居住にかかる費用（家賃）を含む利用料を支払っています。この場合は、自宅外月額の支給は認められますか。

A 1 7 学生等本人の居住にかかる費用（家賃）が記載された規則等と入所証明書の写しを提出することにより、自宅外月額の支給が認められます。ただし、利用料の内訳に居住にかかる費用（家賃）が含まれていることが明記されている必要があります。

Q 1 8 学生等本人は社会的養護が必要な者として自立援助ホームに入所していますが、利用料に居住にかかる費用（家賃）は含まれておらず、食費や水道光熱費等のみが課されています。この場合は、自宅外月額の支給は認められますか。

A 1 8 利用料に居住にかかる費用（家賃）が含まれていない場合は、自宅外月額の支給は認められません。

Q 1 9 自宅外通学でしたが、その後、自宅通学となった場合は、その直後の在籍報告にて自宅通学に戻った旨を報告すればよいですか。

A 1 9 自宅外通学から自宅通学への通学形態変更については、在籍報告（2025 年度より 4 月のみ）または、給付様式 2-1「通学形態変更届（自宅外→自宅）」で届け出ることができます。通学形態が変わった場合は、どちらかの方法で速やかに届け出るようお願いします。

例えば 1 月中旬に自宅外通学から自宅通学に変更となって、4 月の在籍報告時に申し出た場合、2～4 月に支給した自宅外月額と自宅月額の差額分を 5 月に調整することになりますが、調整が不可能である場合は、一括で返金してもらうことになります。また、併せて第一種奨学金の貸与を受けている場合は、第一種奨学金の併給調整分（※）についても差額分を調整することになります。

※ 給付奨学金と第一種奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の貸与月額が調整されることとなっています。なお、第一種奨学金については自宅外通学月額が反映された月以降の振込にて調整できない場合、差額は貸与終了後の返還金として取り扱います。

Q 2 0 自宅通学でしたが、その後、自宅外通学となった場合は、その直後の在籍報告にて自宅外通学になった旨を報告すればよいですか。

A 2 0 令和 3 年度より自宅通学から自宅外通学への通学形態変更は在籍報告ではできなくなりました。給付様式 35「通学形態変更届（自宅外通学）」（2026 年度より「自宅外通学申請届」に名称変更予定）及び「自宅外通学」における証明書を学校へ提出してください。審査完了後に、「自宅外通学」と認められた月に遡って自宅外月額へ変更を行いません。ただし、自宅外証明書が入居日より 3 か月を経過して学校に提出された場合は、自宅外証明書が学校に提出された月から「自宅外通学」への変更となります。また、併せて第一種奨学金の貸与を受けている場合は、第一種奨学金の併給調整分（※）についても差額分を調整することになります。

※給付奨学金と第一種奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の貸与月額が調整されることとなっています。なお、第一種奨学金については自宅外通学月額が反映された月以降の振込にて調整できない場合、差額は貸与終了後の返還金として取り扱います。

【2. 自宅外であることの妥当性について】

Q 2 1 実家は寒冷地で駅までの道路が冬期は閉鎖されるため、他の季節の通学時間は片道 90 分だが、冬期は片道 120 分以上かかります。この場合、自宅外通学の要件に当てはまりますか。

A 2 1 片道 120 分以上かかるのが冬期のみであれば、自宅外通学とは認められません。
なお、1 年の通学日数の半分以上が片道 120 分以上かかるのであれば、自宅外通学の要件に当てはまります。

Q 2 2 実家から通学する場合、通学定期を 1 か月単位で購入すれば 1 万円を超えますが、半年単位で購入すれば 1 月あたり 1 万円未満となります。この場合、自宅外通学の要件に当てはまりますか。

A 2 2 実際に通学定期を購入する場合に、1 月単位で購入することが通例であり、その場合の月単価が 1 万円以上であれば、自宅外通学の要件（実家から大学等までの通学費が月 1 万円以上（目安））に当てはまります。

Q 2 3 実家は非常に狭く、幼い兄弟たちと同じ部屋で生活することになるため、勉強できる環境がありません。この場合、自宅外通学の要件（その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難）に当てはまりますか。

A 2 3 学業との関連で特別な事情があれば自宅外通学の要件に当てはまります。自宅外月額を希望する場合は、給付様式 35「通学形態変更届（自宅外通学）」（2026 年度より「自宅外通学申請届」に名称変更予定）に、学業に影響を与えるやむを得ない理由を記入して申請してください。

Q 2 4 部活動を含む学生生活において入寮が義務付けられている場合は、自宅外要件の①～④を満たしていなくても、学生等本人または生計維持者が寮費を支払っていれば自宅外通学の要件を満たしますか。

A 2 4 学生生活維持の関連で入寮が義務付けられている場合は、自宅外通学の要件に当てはまります。⑤その他（やむを得ない事情がある）を選択し、理由を記入する欄に入寮が義務付けられている旨を記入し、自宅外通学を申告してください。自宅外証明書については、入寮が義務付けられていることが分かるものを併せて添付してください。

【3. 自宅外証明書類について】

Q 2 5 学校指定の寮に入寮する場合、入寮許可証を発行していますが、学生等本人の氏名しか記入がありません。自宅外証明書類として取扱い可能ですか。

A 2 5 入寮日（いつから学生等本人が入寮しているか）が確認でき、学生等本人又は生計維持者が寮費の負担をしていることおよび、入寮する寮の住所がわかるもの（学校規定等でも可）の提出が併せて必要です。なお、寮費を確認できる証明書類には入寮する寮名とその寮費が確認できる必要があります。

Q 2 6 生計維持者名で賃貸借契約をしていますが、契約者である生計維持者が死亡してしまいました。契約者変更の手続きを取っておらず、継続して居住している場合は、どうすればいいですか。生計維持者が死亡したことにより奨学金を申し込みしたため、生計維持者情報には死亡した者は登録していません。

A 2 6 契約者死亡後の本契約を引き継いだことを証明する書類（不動産会社等が証明する賃貸借契約証明書（個人間）兼居住証明書等）を提出することができる場合は、死亡された生計維持者名義の賃貸借契約書の写しと併せて提出することで、自宅外月額を支給が認められます。

Q 2 7 社会的養護が必要な者として採用となり、学生等本人が独立生計者です。学生等本人は未成年のため本人名義で賃貸借契約ができず、契約者名はおじ・おば名義となっている場合の自宅外証明書類はどのような書類が必要ですか。

A 2 7 学生等本人の居住にかかる家賃を学生等本人が負担していることが分かる証明書（支払実績証明書等）を、賃貸借契約書と併せて提出することにより、自宅外月額を支給が認められます。ただし、賃貸借契約書の入居者欄に学生等本人の居住が確認できることが必要です。入居者欄に学生等本人名の記載がない場合は、本人居住を証明する書類（不動産会社等が証明する居住証明書等）も併せて添付してください。

Q 2 8 学生等本人の居住にかかる家賃を学生等本人が負担していることが分かる証明書類（領収書等）はいつのものが必要ですか。

A 2 8 「自宅外通学」となった月分（給付始期以前から自宅外通学の要件を満たしていた場合は給付始期）の家賃支払いを証明する書類が必要です。

Q 2 9 給付奨学生として採用される前に両親が離婚しました。そのため賃貸借契約書に記載されている氏名（旧姓）と奨学生氏名（新姓）が違います。その場合は同一人物だとわかる書類が必要ですか。

A 2 9 賃貸借契約書の他に変更前後の氏名の記載がある公的書類（住民票等）の添付が必要です。

Q 3 0 給付奨学生として採用される前に両親が離婚しました。賃貸借契約書の契約者は離婚して親権がない父となっている上、入居者欄に記載されている学生等本人の氏名が旧姓で表記されています。家賃支払いは生計維持者の母が行っており、離婚した父とは交流がありません。どのような書類が必要でしょうか。

A 3 0 離婚した父名義の賃貸借契約書及び、生計維持者（母）が家賃を支払っていることが分かる証明書類（支払実績証明書等）に加えて、変更前後の学生等本人の氏名が記載してある公的書類（住民票等）の添付が必要です。